

2025年11月15日

投資家の皆様へ

大和アセットマネジメント株式会社

「目標利回り追求型債券ファンド（愛称：つみき）」
繰上償還（予定）のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「目標利回り追求型債券ファンド（愛称：つみき）」は、2017年9月に設定され、2018年4月には純資産総額が45.6億円まで増加しましたが、その後は長期間にわたり資金流出が続き、2025年9月末現在の純資産総額は4.6億円、受益権口数は5.8億口まで減少しています。純資産総額がさらに減少すると、運用の効率性が低下することも考えられるため、以下の信託約款の規定に基づき、繰上償還を行ないます。

信託約款第38条（信託契約の解約）第1項（部分的に抜粋）

委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合は、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

繰上償還にあたりましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、2026年1月29日付で書面決議を行ない、繰上償還の可否を決議いたします。

2025年11月18日現在の受益者の方は、2026年1月16日までに、繰上償還に関する議案への賛否について議決権を行使することができます。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の方が保有する議決権の3分の2以上の多数の賛成を得た場合に可決されます。書面決議にて議案が可決された場合は、2026年2月20日をもって繰上償還いたします。議案が否決された場合は、繰上償還は行ないません。書面決議の結果は、2026年1月30日に弊社ホームページ上にてお知らせいたします。

なお、2025年11月19日以降に取得された受益権につきましては、上記の議決権を行使する権利はございません。

取得のお申込みに際しましては、上記の繰上償還の内容を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の皆様のご期待に添えますよう万全を期して努力してまいる所存でございますので、より一層のご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

使用開始日 2025年11月15日

投資信託説明書(交付目論見書)

目標利回り追求型債券ファンド (愛称: つみき)

追加型投信／内外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント
Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



受付時間 9:00～17:00 (営業日のみ)
0120-106212

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内 外	債 券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年2回	グローバル (含む日本)	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (フルヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [<http://www.toushin.or.jp/>] をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

(2025年8月末現在)

委 託 会 社 名	大和アセットマネジメント株式会社	資 本 金	414億24百万円
設 立 年 月 日	1959年12月12日	運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	34兆8,513億36百万円

- 本文書により行なう「目標利回り追求型債券ファンド(愛称:つみき)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年11月14日に関東財務局長に提出しており、2025年11月15日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。

ファンドの目的

- 内外のさまざまな債券に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ファンドの特色

1

- 日本を含む世界の債券に投資し、債券ポートフォリオの利回りを目標利回りに近づけることをめざします。

投資する債券の例



- 住宅金融支援機構債：政府100%出資の住宅金融支援機構が発行する住宅ローン担保証券をさします。

目標利回りとは

「個人向け国債(固定・5年)の利率+2%」をめざします。

- 当ファンドは、債券ポートフォリオの利回りを目標利回りに近づけることをめざすものであり、目標利回りに相当する利益がえられるものではありません。
- 目標利回りは、実質的な運用管理費用および為替ヘッジコストを控除した後のものをさします。
- 個人向け国債(固定・5年)の廃止等やむをえない事情がある場合には、目標利回りの算出方法を変更することがあります。
- 市場環境によっては、目標利回りが実現できないことがあります。

ファンドの目的・特色

運用プロセス(イメージ)



- 各投資対象ファンドの受益証券の組入比率は3カ月ごとに見直しを行ないます。
- 見直しの際に、債券ポートフォリオの利回りを目標利回りに近づけることおよび価格変動のリスクが最小となることをめざして組入比率を決定します。

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

投資対象ファンド

- 1 ダイワ日本国債マザーファンド
- 2 住宅金融支援機構債ファンド (FOFs用) (適格機関投資家専用)
- 3 ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド
- 4 米国ジニーメイ(為替ヘッジあり)マザーファンド
- 5 新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド
- 6 米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界の債券に投資します。



※上記のすべての投資信託証券に投資するとは限りません。

※くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 各投資対象ファンドの受益証券の組入比率の合計は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。



為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

- ◆ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎年2月22日および8月22日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2018年2月22日(休業日の場合翌営業日)までとします。

[分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、配当等収益等を中心に分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ◆ 株式への直接投資は、行ないません。
- ◆ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ◆ 外貨建資産への直接投資は、行ないません。

追加的記載事項

〔投資対象ファンドの概要〕

1. ダイワ日本国債マザーファンド

主な投資態度	①主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。 ②わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間毎の投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。 ③国債の組入れは原則として高位を保ちます。 ④運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

2. 住宅金融支援機構債ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)

主な投資態度	①主として、住宅金融支援機構債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を通じて、住宅金融支援機構が発行する債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ②マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態で高位に維持することを基本とします。
マザーファンドの 主な投資態度	①主として、住宅金融支援機構が発行する債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。 ②金利の方向性、利回り水準、格付けおよび流動性等を総合的に勘案し、ポートフォリオを構築します。 ③債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して年率0.044%(税抜0.04%)を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用(信託報酬)の他に、信託事務の諸費用、監査報酬、およびその他諸費用がかかります。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

3. ネオ・ヘッジ付債券マザーファンド

主な投資態度	<p>①主として、先進国通貨建て債券に投資し、為替変動リスクを低減するための為替ヘッジを行なうことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②組入れる債券(国債を除きます。)の格付けは、取得時においてBBB格相当以上(R&I、JCR、S&P、フィッチのいずれかでBBB-以上またはムーディーズでBaa3以上)とします。 ※当ファンドにおいて先進国通貨とはFTSE世界国債インデックスの構成通貨をいいます。</p> <p>③対円で為替ヘッジを行なうことを前提に、各国の長短金利の状況、信用環境、流動性等を考慮しポートフォリオを構築します。</p> <p>④債券の組入比率は、通常の状態で信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。</p> <p>⑤運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、債券先物取引等の売建玉の時価総額が債券の組入総額を超えることがあります。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

4. 米国ジニーメイ(為替ヘッジあり)マザーファンド

主な投資態度	<p>①主として、ジニーメイ債(ジニーメイ(米国政府抵当金庫)が保証する米国住宅ローン担保証券)に投資し、ジニーメイ債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。 ※米国国債にも投資することがあります。</p> <p>②為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

追加的記載事項

5. 新興国債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

	<p>(2026年1月30日まで)</p> <p>①主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。</p> <p>②運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することができます。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>③為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。米ドル建て以外の債券について為替ヘッジを行なう場合、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用する場合があります。</p>
主な投資態度	<p>(2026年1月31日以降)</p> <p>①主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>※新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。</p> <p>※効率性の観点から、新興国債券の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。</p> <p>②運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することができます。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。</p> <p>③為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。米ドル建て以外の債券について為替ヘッジを行なう場合、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用する場合があります。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

6. 米ドル建ハイイールド債券(為替ヘッジあり)マザーファンド

主な投資態度	<p>①主として、米ドル建ハイイールド債券の指数を対象指数としたETFに投資し、米ドル建てのハイイールド債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>②為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	かかりません。
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

 価格変動リスク・ 信 用 リス ク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 公 社 格 变 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 ハイイールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格債券に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。 住宅ローン担保証券の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落しますが、金利変動による借換えや繰上返済に伴う期限前償還の際には一般の債券と異なる変動をします。
 為替変動リスク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
 カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

投資リスク

本戦略に伴うリスク	当ファンドは、実質的に内外のさまざまな債券に投資し、債券ポートフォリオの利回りを目標利回りに近づけることおよび価格変動のリスクが最小となることをめざして組入比率を決定しますが、市場動向等によっては、債券ポートフォリオの利回りが目標利回りに達しないことがあります。
その他	解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

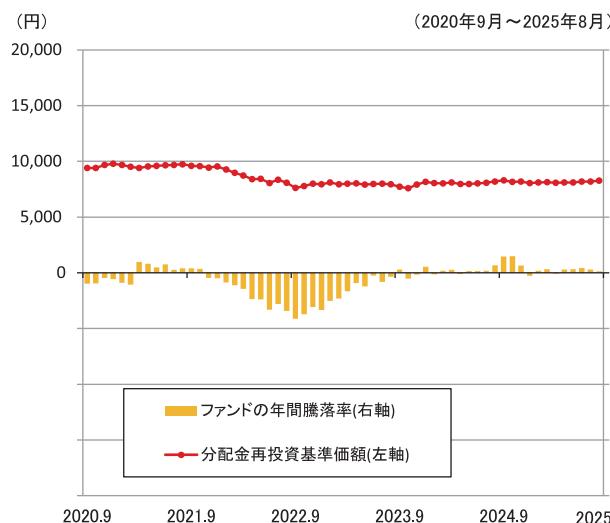
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

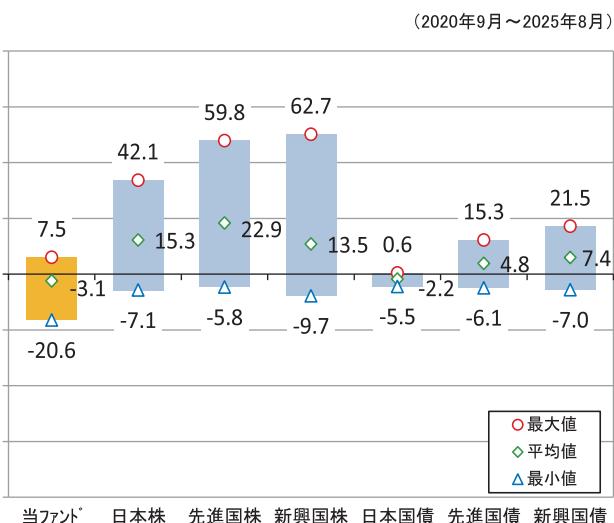
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株:配当込みTOPIX

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債:NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」) が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関するいかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

●目標利回り追求型債券ファンド

2025年8月29日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,878円
純資産総額	4.6億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1ヶ月間	0.8%
3ヶ月間	1.8%
6ヶ月間	1.5%
1年間	0.7%
3年間	2.2%
5年間	-13.5%
設定来	-17.4%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 50円						設定来分配金合計額: 420円					
	第5期 20年2月	第6期 20年8月	第7期 21年2月	第8期 21年8月	第9期 22年2月	第10期 22年8月	第11期 23年2月	第12期 23年8月	第13期 24年2月	第14期 24年8月	第15期 25年2月	第16期 25年8月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	15円	10円	15円	25円	25円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

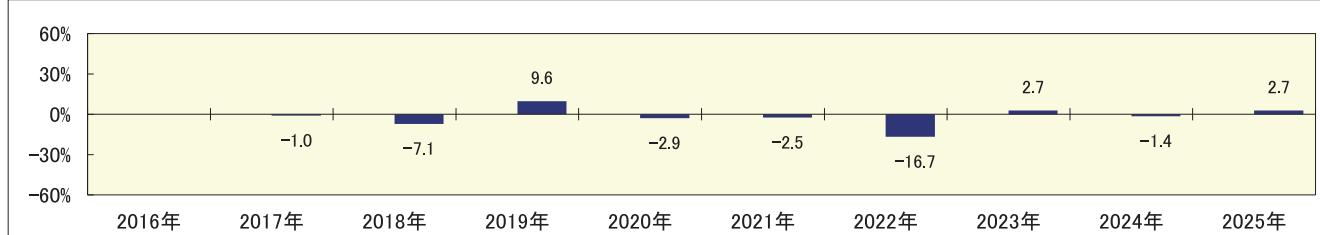
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位10銘柄	比率
外国投資信託	1	47.8%	日本円	98.5%	ISHARES IBOXX HIGH YLD CORP	47.8%
外国債券	15	33.2%	米ドル	1.5%	住宅金融支援機構債ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	7.9%
国内投資信託	1	7.9%	ユーロ	0.0%	TURKEY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	3.7%
国内債券	23	6.7%			UNITED ARAB EMIRATES (GOVERNMENT O	3.4%
					QATAR (STATE OF)	3.4%
					BRAZILIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	3.2%
					SAUDI ARABIA (KINGDOM OF)	3.0%
					BONOS TESORERIA PESOS	2.9%
					COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	2.9%
コール・ローン、その他		4.4%			Panama Government International Bond	2.7%
合計	40	100.0%	合計	100.0%	合計	81.0%

年間收益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、シカゴ商品取引所における米国債先物取引、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。
	申込締切時間	原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。
	購入の申込期間	2025年11月15日から2026年5月15日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。

手続・手数料等

 その他	信託期間	2027年8月20日まで(2017年9月29日当初設定)
	繰上償還	<p>次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	<p>毎年2月22日および8月22日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2018年2月22日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p>
	収益分配	<p>年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合せ下さい。</p>
	信託金の限度額	1,500億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	<p>毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。</p> <p>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。</p>
課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>※2025年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>	

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

		料率等	費用の内容
購入時手数料		販売会社が別に定める率 (上限) 2.2%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額		ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

		料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)		年率1.0175% (税抜0.925%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.45%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.45%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.025%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資対象とする 投資信託証券		年率0.044% (税抜0.04%)	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用		年率1.0219% (税込)程度 を上限とします。(実際の組入状況により変動します。)	
その他の費用・ 手数料		(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
目標利回り追求型債券ファンド	1.05%	1.02%	0.03%

※対象期間は2025年2月26日～2025年8月22日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧下さい。